

京都市告示第 64 号

京都市水路等管理条例第2条第2号の規定に基づき、農業用水路等の路線名を次のように改定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成22年 4月13日

京都市長 門川大作

(路線名改定水路)

整理番号	路線名	起 終	点 点
1	大枝水0186号	西京区大枝西長町7-48番地先 西京区大枝西長町7-17番地先	

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)